

印鑑レス特約対比表

改訂箇所	変更前	変更後
4条1項	<p>普通預金取引および総合口座取引を当行が店頭で設置したタブレットを用いて申し込み、かつ、当該申し込みにあたって、当該普通預金取引、総合口座取引に係る普通預金および定期預金について印鑑レス取引のみを行う旨を申告いただいた場合には、当該普通預金、総合口座取引に係る普通預金および定期預金については、印鑑レス取引のみを行うことができる預金口座（以下、「印鑑レス口座」といいます。）として取り扱います。</p>	<p><u>次の方法により口座開設の申し込みを行い、かつ、当該申し込みにかかる普通預金取引、総合口座取引に係る普通預金および定期預金について印鑑レス取引のみを行う旨を申告いただいた場合には、当該普通預金、総合口座取引に係る普通預金および定期預金については、印鑑レス取引のみを行うことができる預金口座（以下、「印鑑レス口座」といいます。）として取り扱います。なお、「みずほ口座開設&手続アプリ」により口座開設を申し込んだ場合は印鑑レス口座の開設を申し出たものとして取り扱うものとします。</u></p> <p>①当行の店頭で設置したタブレットを利用した普通預金取引および総合口座取引の申し込み</p> <p>②「みずほ口座開設&手続アプリ」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申し込み</p>